

第一部 追放の事実

●発端

1950年7月29日付『毎日新聞』朝刊1面と『朝日新聞』同2面に次の記事を見つけることができる。

報道界から

“赤”を追放

朝日、毎日、読売、日経、東京各新聞社、日本放送協会、時事通信社、共同通信社は最近数次にわたるマッカーサー元帥から吉田首相に送られた共産分子の活動に関する書簡の趣旨に従い廿八日午後それぞれ各社内の共産党員とこれに同調する分子の解雇を申渡した。

現在判明している全国における解雇数は次の通り。

朝日七二、毎日四九、読売三四、日経二〇、東京八、放送協会九九、時事通信一六、共同通信三三

見出しは、業界用語でベタといい、横仕切り線で区切られた段々の一段分。その上から11段目に割付けられているが、探す気で探さなければ見つからない扱いになっている。Ⅱ10、11頁参照

見出しの“赤”は本文の「共産党員とこれに同調する分子」を指している。当時の新聞は共産主義者（あるいは共産主義者と決めた人）を侮蔑を込めて「赤」あるいは「アカ」と表記して

いた。これは差別用語に他ならない。

記事は、この171文字（句読点抜く）だけで、解雇の理由らしきものに「共産分子の活動に関する書簡の趣旨」を挙げているが、肝心な書簡の内容も趣旨も全く記されていない。加えて毎日新聞自身が解雇の当事者であるにもかかわらず、毎日新聞社としての釈明も謝罪も、まして抗議・抵抗の意もなく、全く他人事、とるに足らないベタ・ニュースのふうを装っている。

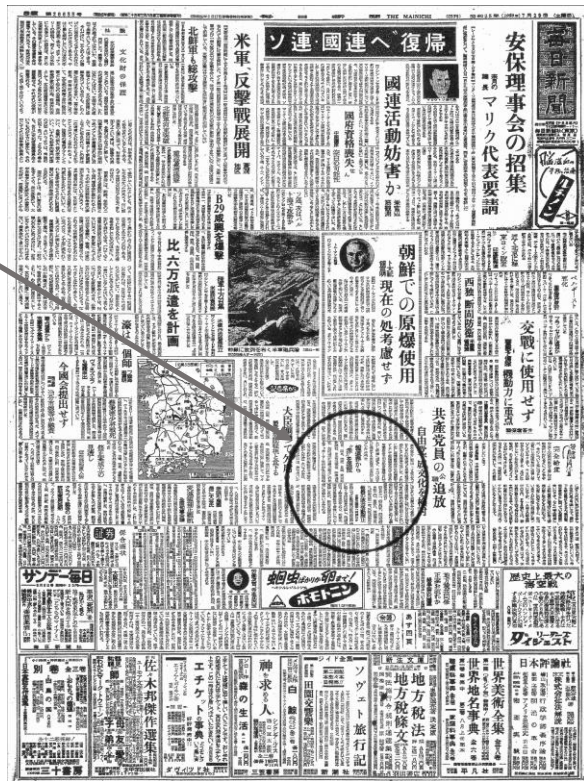
しかも不思議なことに、『朝日新聞』の同じ日の紙面に、全く同じ記事が見つかった。趣旨が同じどころではない。一字一句てにをはまでが同じだ。いや、ここは正確にしておこう。

マッカーサー↓マックアーサー、趣旨↓主旨、廿↓二十と、3カ所で用字が違っているが、あとは同文。同じベタ（掲載面は2面）で、見出しは「報道界の“赤”追放」で、少し違ったが、記事本体は瓜二つだった。

おそらく、時事通信が共同通信から配信された原稿を使い、自社独自の用字用語にかかる語だけを入れ替えたのだろう。両社共々、自前では書けなかったのか、書きたくもなかったのか、思わぬところに本音が覗いている。しかも、両社共通しているところが恐ろしい。読者無視の私物化紙面と言うほかない。

そのうえ、記事には「現在判明」分として解雇者数を記載しているにもかかわらず、確定数を伝える続報が、これまた両社とも

にない。一刻も早く忘れてくれということなのか。以後は、「国家公務員の『赤』追放」「電産きよう整理通告」など、官庁や他業種での解雇記事を脈絡なく報じている。



**報道界から
赤を追放**
朝日、毎日、読売、日経、東京各
新聞社、日本放送協会、時事通信
社、共同通信社は最近数々にわた
るマッカーサー元帥から吉田首相

に送られた共産分子の活動に關する新聞の趣旨に従い廿八日午後それぞれ各社内の共産分子とこれに同調する分子の解雇を申渡した。現在刊明している全国における解雇数次の通り
朝日七二、毎日四九、読売四四、日経二〇、東京八、放送協会九、時事通信一六、共同通信三三

毎日新聞
1950年7月29日付
朝刊1面

新聞は書くべきときに書かず、伝えるべきを伝えない。そう詰問されて、応えるべくもない。しかも事は新聞の自由にかかることであり、記者の良心、そして人間の赤心にかかる背徳なのだから救われない。戦勝国の軍司令官・マッカーサーの書簡にひれ伏した姿が如実に見てとれる無様だった。

この反省は、8月15日に、痛いほど自覚したはずなのに、それが赤心からのものではなかったことになる。レッド・パージの全容が後世に伝わらず埋め込まれた責任の多くは、新聞が書かなかったことによる。この歴史的責任については後の章で改めて検証する。

【注】

- ・マッカーサーの書簡については随時、検証していくことになるが、巻末資料編に全書簡の全文を収録してある。
- ・書簡の法的効力＝書簡の最終部分には、いずれも「指令する」とありマッカーサー（GHQ）の指令と解される。同様のものに、覚書や声明があるが、同様に不可侵の命令と解される。受領と同時に原文、訳文とも官報に記載し、旧憲法下にあつては勅令（天皇の命令）に置き換えて執行した。第3部でさらに検証する。
- ・新聞名は、紙面を表すときは原則として『』をつけ『毎日新聞』あるいは『毎日』等とする。
- ・解雇者数は、確定したものは見当たらない。1950年8月31日時点での日本新聞協会調べでは、以下になっている。へ内は当該社の社史等に記載された当該社調べの数字。
北海道新聞＝35（36）、函館新聞＝6
新岩手日報＝4、岩手新報＝3、山形新聞＝18、河北新報＝20

絶倫界の赤追放

留日、留日、留日、留日の
各都府、各地方、各官署、各團體
留日、留日、留日、留日の
なるマクラーサー元帥から書出
明瞭に述べられた其政略の思想に
関する論議の進行に従ひ、二十八

昇遷せしむる社内の共闘員
 とそれに關する分子の瞭解を中
 断した。現任顧問といふ名目正
 統けるが國政のむとを待り。

國七三、毎日四九、觀光三
 四、日誌三〇、照八、原三
 第九、附題二六、背商
 二〇〇〇。

朝日新聞
1950年7月29日付
朝刊2面

通信 34、時事通信 16、東京新聞 8（全員依願退社）、時事新報 2、山梨時事新聞 3、信陽新聞 4

富山新聞 1、北国新聞 1、中部日本新聞 36（依願退社 8）、名古屋タイムス 4、中部経済新聞 2、岐阜タイムス 2（全員依願退社）、伊勢新聞 9、富山 1

京都新聞 6、夕刊京都 11（依願退社 1）、産業経済新聞 5（依願退社 1）、大阪新聞 7（依願退社 1）、新大阪 2、神戸新聞 7（全員依願退社）、山陽新聞 4（全員依願退社）、岡山新報 3、日本海新聞 9、山陰日日新聞 3、島根新聞 1、中国新聞 21、宮崎日日 3

四国新聞 6、徳島新聞 2、高知新聞 4、愛媛新聞 4 8、新愛媛新聞 4、西日本新聞 17（依願退社 6） 15、夕刊フクニチ 23、長崎日日新聞 2、日向日日新聞 3（依願退社 1）、南日本新聞 6、日本放送協会 119（合計 49社 701人）

● 7月28日の新聞社

毎日新聞政治部記者・篤信正は、国会（参議院）の記者溜まりで、おりから審議中の地方税修正案の記事を書いていた。そこへ電話が鳴り、政治部長・住本利男から直々「直ぐ（社へ）上れ」の指示だった。

同じ指示が同僚の今泉正浩、田村五郎にもあった。「いつたい何事だ」。三々五々して社（有楽町）へ上ると、順次、編集主幹・渡瀬亮輔のもとへ送り込まれた。編集総務の工藤信一良、三宅俊夫も同席していてなんとも物々しい。

あとは、有無もない。異様な顔つきで、渡瀬編集主幹が手元の

紙きれを読む。

渡瀬「本年6月6日以来、しばしば出されたマッカーサー元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれ報道機関に課せられた責任にもとずき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を閉出すことを、われわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することも出来ないし、これに関する一切の質問に答えることも出来ない。正当な退職金を支給する。即刻職場から退去せられたい」

寫「何を証拠に私をかく断定するのか。私は共産主義者か、同調者か」

渡瀬「……」

寫「一体どちらなのか」

渡瀬「君つ、質問には一切答えられない。即刻退社だつ」

文字通り、取り付く島もない。何か答えればたちまちぼろが出て收拾がつかなくなる。それを承知の口真一文字だった。渡瀬編集主幹が読んだのは解雇通告書の全文だとあとで知れた。同様の解雇通告は、この日午後3時を期して、東京、大阪で発行の7社とNHKで行われていた。

朝日新聞の場合は、通告を拒否した者、あるいは当日出頭しなかった者には総務局長名で、書留内容証明郵便物による解雇通知書が送付され、貴重な証拠物として遺されている。

神奈川県藤沢市鵜沼六、一一一

畑中政春殿

昭和二十五年七月二十八日

朝日新聞社総務局長 高野 信

マッカーサー元帥は、アカハタの無期限停刊を指令すると共に、今日の如く自由世界の諸軍隊が国際的共産勢力の暴力に対して闘っている状況下においては報道機関は自由のための闘争において最も重大な責任を課せられている点を強調した七月十八日付吉田首相に対する書簡によつて、一般の報道機関に対してもその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示された。

よつて吾社としては貴下に対し本社従業員就業規則第四十五条第六号の規定により七月二十八日付をもつて退社の措置をとることと致しました。貴下については本二十八日退社通知と同時に予告手当金二二、六〇〇円をお渡し致しましたところこれが受領を拒まれましたので退社辞令は別送し予告手当は供託の手続をとりますから御諒承下さい。

なお七月分給与は既に全額支払い済みであり、七月分残業料並びに退職手当は追て支払い致します。右御通知致します。

読売新聞の場合は、社長布告が社内に掲示され、労働組合にも提示された。

連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和二十五

年六月六日、六月七日、六月二十六日、七月十八日の指令並びに書簡は、日本の安全に対する公然たる破壊者である共産主義者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを指示したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあったので、我社もまたこの際、共産主義ならびにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左記の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なお、これと同じ措置が同じ日、同じ時刻に全国の主要なる新聞通信放送会社で、一斉に行われていることを申しそえておきます。

昭和二十五年七月二十八日

読売新聞社長

馬場 恒吾

共同通信の場合は、松方三郎・専務理事名による告示が掲示板に張り出された。

共同通信社が社内における共産主義活動について如何に考えているかは、昨年六月既に社内一般に公示し社内の共産党細胞に対してもこれを通告しその反省を促した通りである。しかるところその後情勢は重大な変化を示した。ことに最近におけるいちじるしい変化については数次にわたるマッカーサー元帥の吉田首相あて書翰に明瞭であるが、書翰の意義については最近

関係筋からも重大な示唆があった。

共同通信社は情報ならびに報道の中枢機関として今日特別に重要な任務を負うものと考えるが、右の元帥の書翰ならびにその精神にかんがみ、も早や共産主義またはこれと同調する分子を社内に包容することはできないとの結論に達した。よって社は今七月二十八日付をもって左記の諸君に対し解職の申渡しをした。社が今回の如き措置をとるについては極めて重大決意を要したことは説明する必要はないと思うが、社は今日の事態はかかる決意を必要とする程度に重大事態と考えている。については社員諸君が右の事情を十分了解し、今日社に課せられた特別の責任を明確に認識してそれぞれの部署において社の業務遂行の上に一層力をあわされることを希望してやまない。

いずれも上に戴くはマッカーサーだ。元帥の書簡を、まるで水戸黄門の印籠のごとく振りかざし、「重大な示唆があった」(毎日)、「重大な責任を課せられ」(朝日)、「関係筋の重なる示唆」(読売)「重大な示唆があった」(共同)と振り下ろしている。

全く同文の朝刊記事ほどではないにしても、明らかに同じ文脈によって人の一生を断罪し、奈落に突き落とされている。

同時多発。戦中の「大本営発表」と全く同じ倣いようだ。読売に至っては外連味もなく同日同時各社一斉と白状し、それを社内向けの弁明に用いている。併せて、国内法規、労働協約に優先するとの脅迫も共通で、解雇者への通告のあと、労働組合との交渉の席でも強調している。

なかで朝日は少しかつこうをつけた。解雇通知に記載の「本社従業員就業規則第四十五条第六号の規定による」の部分で、おそらく、社内規定を直接の根拠におくことで、社内統治における裁量権の絶対性を確保するねらいと思われる。このへんは後で触れ直すが、同六号の条文は「やむを得ざる社務の都合によるときは社員を退社させる」で、「やむを得ざる社務」とは「GHQの示唆」の意だから人を食っている。

問答無用。これも各社共通で、中には弾みで若干のやり取りのあった労使もあるが、内容は水かけの域を出ず、実質、問答無用が貫かれている。

そのうえ各社とも解雇通告と同時に、社内においてある私物を始末して即刻、社屋を出、二度と足を踏み入れるな、と追い討ちかけている。おりから東京は雨。気象庁の記録では日本列島に台風が接近中で全国的にも雨もよい。命じられて見張りに立つ守衛たちを背に、文字通りの追放処分であり、強制執行だった。

共同通信の場合は、33人中の30人が退去を拒み、資料室（部処名）に立て籠もり、深夜、書記局に移ってさらに抵抗を重ねたが、翌日には警官隊配置による恫喝にエスカレートし、いったん社屋から出ている。

またNHKの場合は、新聞と違ってGHQによる直接管理下にあったので、最初からMP（憲兵）が出動、武装兵によって屋外に追い立てられた。

大阪中央放送局では、壁面に英語と日本語で「連合軍司令官ダグラス・マッカーサー元帥の命により、左記

共産主義者並びにこれに同調せるものは、当建物及び施設内に入るを得ず」

——との掲示があった。租界時代の上海で、中国人を犬と同列にして排除したのと同根の蛮行といつていい。

かくして、1950年7月28日は、新聞汚辱の日となった。自由と民主主義の名において、不当労働行為が罷り通り、法治が破壊され、新聞の自由、記者の良心・人間の赤心を追放（ページ）するという蛮行が歴史に刻まれることとなった。

共同の場合は、1年前の公示に触れ、他とは違う経緯のあることをにじませているが、これは先にいつて触れ直す。

【注】

・当時、毎日新聞には「編集局長」の職制はなく、かわって編集主幹がほぼその職掌にあり、編集総務はその補佐役で、各部長の上位にあった。巻末資料編261頁に当時の経営幹部一覧を収録。

・渡瀬の発言は「言論弾圧反対同盟」毎日班の冊子『自由なる言論』のために、新聞の弾圧と我らの斗争』に記載の解雇通告書によって再現した。同日同時刻、大阪本社でも通告されており、その一人、土井正興の記録（土井正興著『生きること学ぶこと』）によると、ほぼ同文の通告を受けている。東京、大阪共通の原文があったとみて間違いない。大阪での通告全文は、巻末資料編の池田記事（255頁）に織込まれている。

・問答無用Ⅱここでは在京8社の場合で、8月に入ってから地方紙の場合は、先にいつて、新聞協会の全国行脚の項で触れる。

・共同は8月16日付で1人追加され計34人となる。

・朝日の解雇通知は『一九五〇年七月二八日 朝日新聞社のレッド・

ページ証言録』から引用。読売の布告は、『読売新聞労働組合五十年史』から引用。なお、同労組では「示達」の語で収録している。共同通信の情景は『レッドページ 失われた人権と報道の自由』から、NHKは『レッド・ページの史的究明』（平田哲男、新日本出版社刊）によっている。『日本労働年鑑』（第24集第52年版）770頁に収録の「会長命令書」には「日本放送協会はSCAPが最近数次にわたって発した日本政府宛の書簡および声明の精神並びに本日第八軍AFRSより会長宛に発せられた通牒に鑑み別紙の者爾今協会所属の一切の建物およびその構内に立ち入ることを厳禁する。会長古垣鉄郎 7月28日」とある。

・租界時代の上海の公園の立札Ⅱ「犬と中国人の立入禁止」とあった。

【用語】

右引用の文献をはじめ、本稿でこの先しばしば引用することになる文献については以下の略記を用いる。また、巻末に「関連資料編」（巻末資料編）「関連刊行文献」を収録する。

- ・毎日班冊子Ⅱ『自由なる言論』のために 新聞の弾圧と我らの斗争Ⅱ
- ・『土井刊』Ⅱ『生きること学ぶこと』
- ・『朝日証言録』Ⅱ『一九五〇年七月二八日 朝日新聞社のレッドページ証言録』
- ・『読売50年史』Ⅱ『読売新聞労働組合五十年史』
- ・『梶谷編刊』Ⅱ『レッドページ 失われた人権と報道の自由』

● 7月28日の前夜

後年、新井直之は「レッド・ページは偶然に、突然に起きたわけではない。それは何年かにわたる事実の積み重ねの総和として、起きた」と警句を発している。

28日の解雇通告時、ほとんどの解雇者には突然だったが、予感

していた人も少なくなかった。朝日新聞学芸部の文芸記者は前日27日の退社間際に共同通信の友人から「重大なことがあるから会いたい」との電話があり、立ち寄ったところ「明日午後3時、各社でいっせいに党員が解雇される」と知らされた。

実際、翌28日にはその通りになったのだから、この緊急連絡は信憑性があったことになる。

これとは別に、朝日では、26日あたりから「共産党員は首切られるそうだ」とのうわさが流れていた。このため、28日の午後2時に編集局長室で緊急部長会が召集されると、一気に周りの緊張が高まり、3階の編集局内は固唾を呑む状態になった。

また共同では、共産党細胞の機関紙『フラッシュ』（第25号7月23日付）が党員追放を予期したかのような一文を事前に載せている。

「しかし、フラッシュの前途には、わが人民の新たな苦難期が横たわっている。ただしばらくのことにせよ、いつ諸君と訣別する日が襲いかかるか、はかりがたい」

漠然とした予感のようにもみえて、確かな情報によつていとも読める。末尾には、マルクス・エンゲルスの『新ライン新聞』終刊号に載った「訣別の詩」が引用されていた。

さらにこれらとは別に、予知という意味では、極めて不可解な出来事が伝え遺されている。当時、毎日新聞社労働組合の本部書記長だった仁藤正俊らの動静で、その一端が『毎日労組二十年史』にあるので、同史をそのまま引用する。

その前日、仁藤は占領軍総司令部に呼びつけられた。朝日労組の委員長、熊本良忠もいっしょだった。G2（幕僚第2部）のネピア中佐の部屋にはいると、仁藤はギクツとした。中佐が余りにも人間ばなれた顔であったことも理由の一つだが、背後の壁にはピストルがズラリとならべられていた。ネピアはゴツイ声を出していた。

「あす、レッドページをやる。君らの身辺が危いようならアメリカに連れていってでも、保護してやる。安全は保障するから、しっかり頼む」

仁藤はムカムカした。そしていった。

「われわれは命令なら、いやいや従がう。しかし、やる以上は責任をもってやる。いい子になろうとは思わぬ。さあ、帰ろう」
だまってつつ立っている熊本をうながしてさっさと引揚げた。だから、このことを仁藤は知っていたのだ。（引用了）

解雇通告の前日に、当該社・労働組合の委員長や書記長がGHQに出頭していたことになる。これを裏つづける記録はなく、蓋然性を示す文献も見つかっていない。ただ仁藤はこの後7月30日には新聞労連の三浦武男・委員長らとネピアを訪ね、7・28解雇を容認する立場を話した形跡があり、GHQ側の文中に遺っている。

このへんは先にいって検証し直す、同様、同席の「朝日労組」も、当時3分裂していた時代のいわゆる「第二組合」で、仁藤も熊本もページ対象とは対極の安全地帯にいた人物といえる。

一読して、仁藤は肩いからせている。だが、何にムカムカしてい

るのか、何に従うというのか、何に責任をもつのか、いい子とは何んなのか、そもGHQは何のために仁藤らと呼び付け、何を命じたのか、一切が判じ物になっている。

そも、『毎日労組二十年史』が、この情景を載せることで、何を検証しようとしたのか。編纂の当時は、仁藤ら当事者も健在だったのだから、どこまでが事実で、どこから伝聞なのか、仕分けができるはずだが、それもなされていない。

記述は舌足らずのこれだけ。それにレッド・ページという言葉自体、当時のGHQでも新聞界でも使っていない用語だから、ネピアが「レッドページをやる」などと言うわけもない。ネピアは民政局の公職審査課長だからG2所属というのも間違えている。とすれば当時をまるで知らない後代の筆者が聞きかじりで書いた恐れもぬぐえない。

なにもかもが、ない、ない、ない——の全く困った判じ物だが、半面、無視はできない、容易ならざるものが込められている可能性もある、宿題としておこう。

なお仁藤は、1950年9月5日付の労働組合機関紙『われら』第52号で、一連の経緯について長文の「解説」を掲載している。これについては、関連して次の第二部で検証する

【注】

・新井警句は、『朝日証言録』の冒頭論考『「レッドページ」の今日的意味』から引用。

・朝日新聞学芸部記者の事例は『朝日証言録』の当人の記述から引用。

・朝日新聞当日の情景、および共同の情景は『梶谷編刊』から引用（朝日174^{ページ}、共同309^{ページ}）

・共同での共産党員活動は、当時、公然化が原則で、党員登録者は会社へも届け出ていた。『フラッシュ』はその機関紙で、1950年1月22日の創刊（月2回刊、ガリ版さら紙B4判、定価2円）。¹ 右『梶谷編刊』290^{ページ}参照。

【用語】

・解雇者＝解雇通告を受けた被害者一般をさす用語として「解雇者」を用いる。正確には「被解雇者」だが、座りがよくないので、「解雇された者」の意で解雇者に統一する。

・『毎労20年史』＝『毎日労組二十年史』

・ネピア＝Jack P. Napier。GHQ民政局公職審査課長（2代目）で、少佐（のち中佐）。公職審査課はボツダム宣言第6項の「軍国主義勢力の除去」が本来の所管で、いわゆる公職追放を手がけてきたが、団体等規正令の対象を左翼に拡大させたことで、共産主義者と同調者の追放にも手を広げた。ネピアの表記も見られるがネピアに統一する。元郵政省職員。

●7月28日の4日前

大本営発表の元となる新聞経営者らへの通告は、実施4日前の7月24日午後に行われた。「重大な示唆」を受けたと口をそろえる根拠となる日だ。これは明神勲ら研究者によるGHQ文書の発掘によつて、あらかた検証されている。明神著『戦後史の汚点レッド・パージ』に引用のGHQ文書「ネピア用メモランダム」（ネピア・メモ＝訳文）から対象者を抜き出すと以下になる。

午前10時

日本放送協会会長・古垣鉄郎

午後1時 共同通信社長・松方三郎

午後1時30分 時事通信社長・長谷川才次

午後2時 東京新聞社長・小山信夫

およそ午後3時 朝日新聞社長・長谷部忠 部下・鈴木乾三

およそ午後4時 毎日新聞東京支局長・小林亀千代、同大阪支局長・平野太郎、読売新聞社副社長・安田庄司

およそ午後4時30分 日本経済新聞社長・小田島定古

およそ午後5時45分 時事新報社長・板倉

実際の対応の中身については、結局のところ藪の中の出来事になる。中で、後年、一番具体的な記録を遺した朝日・長谷部の手記（長谷部手記）から、要所を抜き出すと、以下になる。

24日午後1時ころ、法務府特審局長・吉河光貞が突然、朝日新聞社に社長の長谷部忠を訪ねてきた。用件は「（GHQが）共産党フラクを処置したいというのでいろいろやっているが、ついでにはGS（政治局）のネピア少佐に会ってくれるか。急な話だが、これから2時半でどうか」とのこと、調整のうえ3時に長谷部がネピアを訪ねることになった。

以下、問答で追うと

ネピア「吉河特審局長から話を聞いたか」

長谷部「聞いた」

ネピア「朝日新聞の中にも共産党のフラク活動のあることを認めるか」

長谷部「調査してたしかめたわけではないが、存在することは

間違いないと思う」

ネピヤ「届出もあるから、それは間違いない。そのことだが、共産分子の追放には、マックアーサー元帥の書簡によって差支えない」

表現の仕方が実に微妙で、真意を捕捉しかねた。そこで反問しようとする、先方の通訳が、説明を追加した。

「マックアーサー書簡の精神に基いて処置なさい。その責任はスキャップ（最高司令官）が引受ける。たとえば労働問題などは起らないということです」

長谷部「書簡といっても、どの書簡の、どの部分か、明白に示されたい」

すると、ネピヤは、7月18日附書簡の写しを取り寄せ、その第2節を読み上げて指で示した。そこには「共産主義が報道機関を利用して、宣伝や煽動を事とする限り、言論の自由の名を借り、彼等が公共報道の自由を濫用することを、これ以上許しておくわけには行かない」との趣旨が書かれていた。

長谷部「敢ていうが、誤解せずに聴いてもらいたい。共産党といえども合法政党であり、党員であるというだけで処置するのは無理だ。仕事の邪魔をするとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分が当然だが、そうでない限りは、好ましくはないが放っておく外仕方がない。（追放が）必要ならば、新たにチレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきと考えるがどうか」

ネピヤ「その点、実は考えずみで、チレクチヴを出さずにやろうということになった。元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっている」

あとは、いえなかった。どういうことになるか、先方の返事も大体わかっていたし、次に打って来るであろう一手もおおよそ読めたからだ。

このあとは、追放の範囲や通告の日時など具体的な話にはいり、2日後の水曜日に各新聞社、通信社、放送局一斉にやれという。全く無茶だが、3社が既に承知しているという。問答の末、金曜日に延ばすことに折れた。最後にネピヤはあらたまった態度で、念を押してきた。

ネピヤ「元帥に報告しなければならないが、貴下は賛成されたと報告してよろしいか」

長谷部「趣旨に異存はない。しかし、やり方その他については、さらに考慮させてもらいたい」

「保留する」といえば気持にピッタリするが、この場合、まずいと考えた。なぜなら、朝鮮動乱以来、紙面の論調について追及されており、社内に巢食う共産分子の作用によるかの如く邪推され、その陳弁にこれ努めていたときだったからだ。打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った。

以上、長谷部手記は事件から4年後の1954年に『文藝春秋』の10月号に寄稿されたもので、当事者ならではの臨場感が特徴となっている。雑誌としても、ここが売りなのだろう。

緊迫は緊迫している。当時の力関係からいって、ぎりぎり主張す

べきを主張した。そんな弁明が行間から伝わってくる。現に何も起こっていないのに、起るかもしれないと危惧して処罰するなら、これは、治安維持法の再来にほかならない。戦後の新聞記者なら誰もが弁えていたはずのことだ。

実際、レッド・ページの真相は、治安維持法の発想そのものであり、長谷部はあっさり「趣旨に異存はない」と同意している。後段に「打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った」と付け足しているが、それでは済まない大罪を犯したことになる。手記をものにしたのは講和発効2年後のことなのだから、本当に打ちひしがれたのなら、もっと違った反省の仕方がある。

この手記でもう一つの留意点は、問答もさることながら、問答に至る手順だ。GHQの力からすれば、いきなり呼び付けければ済む話を、間に政府官僚を入れ、長谷部の方からネピアを訪ねる形にしたことだ。この一両日前の22日には法務総裁の大橋武夫に事前通告しているから、そこから吉河に下りたのは間違いない。このへんの検証は第3部で改めて触れる。

先に、長谷部が一番具体的だと紹介したが、実は、長谷部はむしろ例外で、あとの各社当事者は、ほとんど口を閉ざしたまま故人となっている。労働組合との交渉でGHQとのやり取りの断片程度を漏らしているのは労働組合の記録の中に残っているが、系統立てて話した記録は長谷部の他に見当たらない。

長谷部の手記で、ネピアが「その点、実は考えずみ」と答えていることからすると、長谷部のほかにも、似た主張をした当事者がいた可能性もあるが、公にされたものはない。24日の出頭経緯にし

ても、仮に特審局長の吉河が朝日同様に各社を巡っていたとしたら大変な手間と時間を要したことになるが、そろって口を閉ざしている以上、藪の中だ。

逆に、長谷部手記を否定したり、疑問を呈するような発言、記録もないから、各社とも、似たり寄つたりの経緯だったと暗黙で了解しているのかもしれない。

その意味で注目されるのが『日本新聞協会十年史』だ。新聞の歴史に残る汚辱であるにもかかわらず、全924ページの大部の中のわずか4ページをもつて済ませている。そして、各社とも、事実について語る必要が生じたときは、この『十年史』の引用をもつて済ませている。それが当時の新聞界の過不足ない姿であり、歴史的な文献なので、その核心部分を次に示し、全文を巻末の資料編に収録する。

さらに司令部は7月全国の新聞通信社にレッド・ページ（赤色分子追放）の指令を出した。これは民政局（GS）の公職審査課の所管になっていたが、課長のネピア少佐（Jack Napier）は、7月22日まず大橋法務総裁に通報した上、7月24日東京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、口頭でつぎのような趣旨を伝えた。

「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党员およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警や労働委員

会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ。」

これは命令ではないと言っているが、命令以上のものではなかった。追放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、東京各社は7月28日、地方各社は8月1日に一斉に赤色追放者の氏名を発表、これによる退職者は700名以上に上った。

【注】

・明神勲 1941年北海道生まれ。1967年北大教育学研究科修士課程修了。北海道教育大学名誉教授。専攻は占領期教育史。この視点からレッド・ページ研究で業績積む。著書に『戦後史の汚点 レッド・ページ』など。

・ネピアメモに「毎日新聞東京支局長・小林亀千代」とあるは「毎日新聞社取締役」に、「大阪支局長・平野太郎」は「毎日新聞社取締役」に読替える。当時の毎日新聞職制に東京支局長、大阪支局長はない。共同通信の松方三郎も専務理事で社長ではない。このほかでも右メモの肩書、名前には要注意。168ページに関連、参照。

・7月24日を含むネピアによる計7回のレッド・ページにかかる会談は、『戦後史の汚点』によると、以下のとおりとなる。これも、肩書、名前には誤記があるので要注意。

① 7月24日

出席者 古垣・NHK会長、松方・共同通信社長、長谷川・時事通信社長、小山・東京新聞社長、長谷部・朝日新聞社長、小林・毎日新聞東京支局長・平野・大阪支局長、安田・読売新聞副社長、小田島・日本経済新聞社長、板倉・時事新報社長
内容 公共的報道機関におけるレッド・ページの実施について各社経営者と個別に協議

出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(A)04017

② 7月25日

出席者 齋藤国家警察庁長官、田中警視總監
趣旨 〓 レッド・ページ反対闘争の取り締まり体制について
出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(A)00644

③ 7月25日

出席者 〓 津田・日本新聞協会事務局長
内容 〓 全国の地方新聞社のレッド・ページの実施について
出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(B)04017

④ 7月31日

出席者 〓 松方・共同通信社長、長谷川・時事通信社長、小田島・日本経済新聞社長、長谷部・朝日新聞社長、小林・毎日新聞東京支局長
内容 〓 レッド・ページの進行状況と問題点への対応
出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(B)02061

⑤ 7月31日

出席者 〓 大橋法務総裁
内容 〓 国会答弁の問題点と修正答弁の実施
出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(B)02062

⑥ 8月11日

出席者 〓 松方・共同通信社長、山本・毎日新聞社長、ヨロズ・日本経済新聞、長谷部・朝日新聞社長・矢島、小山・東京新聞社長、安田・読売新聞副社長、長谷川・時事通信社長、津田・日本新聞協会事務局長
* 当時、毎日新聞社長は本田親男。

内容 〓 裁判対策についてネピアの示唆を得ること

出典 〓 GHQ/SCAP Records, GS(B)02061

⑦ 11月30日

出席者 〓 樋口勝・最高裁事務総局涉外課課長
内容 〓 レッド・ページ裁判が直面している問題点について協議

出典＝GHQ/SCAP Records, GS(B)04015

・「長谷部手記」＝長谷部は1951年11月30日に社長退任。『文芸春秋』臨時増刊（1954年10月）の特集「読本現代史」に「占領下の朝日新聞」として寄稿した。長谷部は、他にも『週刊朝日』の1958年5月14日号に「占領下の新聞」を寄稿するなど、寄稿や談話を遺しているが、本寄稿（手記）が事件後一番早い時期のものになる。巻末資料編269頁に全文収録。

・法務府特審局＝特別審査局。淵源は内務省調査部で、本来は、内務省の解体でなくなるはずが生き延び、総理庁内事局第二局を経て、1948年2月15日の司法省廃止・法務庁設置にともない特審局となった。初代局長・滝内礼作の論考「特別審査局に与う」（『日本評論』1949年12月号）によると、以下のとおり。

「特別審査局」という部局は、追放者の行動監視と、反動団体の結成禁止・解散、正規将校の登録を所管事項として、昭和33年2月、法務庁（現法務府）の設置と同時に発足したものである。

その所管事項のうち、追放者の行動監視以外は、旧内務省調査局の所管事項であった。内務省時代には、時あたかも、特高警察壊滅のあとをうけ、右翼団体の調査という本来の任務に便乗して、内密に、左翼団体の調査も行っていたのであって、いわば、特高警察的機能をひそかに温存していたのであった。

しかし、法務庁に移管されてからは、全くこの秘密機能を廃止して、専ら、本来の任務たる右翼団体の調査に専念していたのであった。しかるに、法務府に改称されたところから、あからさまに、左翼団体の調査を表面化し、折からの行政整理を尻目にかけて数百名の増員をなし、あらたに一課の増設までするようになった。

しかしながら、この局の右大旋回は、このときからはじまったわけではない。

・吉河光貞＝1907年、東京生まれ。旧制一高から東大法学部を出て検

事任官。東大では左翼の「新人会」で活躍するも転向。名古屋地裁検事局から東京地裁検事局に転じ公安担当の思想検事となる。ゾルゲ事件ではゾルゲを自供に追込んでいる。

戦前の法制では検事局は裁判所に属していた。

・長谷部手記に「GS（政治局）」とあるは、（民政局）の誤り。

・GHQの機構には、民政局（GS）のほか、経済科学局（ESS）民間情報教育局（CIE）公衆衛生福祉局（PHW）民間諜報局（CIS）民間通信局（CCS）外交局（DS）法務局（LS）対敵諜報部隊（CIC）参謀第2部（GII）などがある。

中で、民政局は公職追放、憲法草案、公務員法改正などを所管、経済科学局は財閥解体、独禁法及び労働関係法制などを所管、民間情報教育局は教育、宗教、報道関係を所管、対敵諜報部隊は参謀第2部の指揮下で公職追放、のち反占領軍活動などを所管。

レッド・ページ関連では、民政局公職審査課、経済科学局労働課、民間情報教育局新聞課が関わっている。

【用語】

・『協会10年史』＝『日本新聞協会十年史』

・『明神刊』＝『戦後史の汚点 レッド・ページ』

●7月28日の2カ月前

7・28が突然起きたわけではない。いくつかの前触れ、布石はあったわけで、第3部で詳しく検証するが、ごく直近の布石としては、この年5月3日付のマッカーサー声明がある。新憲法制定3周年の憲法記念日に際し、日本国民に宛てた声明の中で日本共産党を正面から非難し、「（国家及び法律の）恩恵と保護をうけ



5・3 マッカーサー声明を伝える
1950年5月3日付毎日新聞朝刊1面

る権利があるか」と提起、非合法化を暗示した。

このきっかけは、おそらく、正月早々に起きた日本共産党に対するコミンフォルム批判を同党が受け入れたことにある。直接の批判は、同党の指導者・野坂参三の平和革命論が甘いというもので、同党第18回拡大中央委員会で激論を挟みながらも批判を全面的に受け入れた。こ

こから、同党はより先鋭化に舵を切ることにになり、占領軍(GHQ)を刺激した。

「ここには朝鮮戦争の切迫が予想されていたと同時に、コミンフォルム批判をうけて、反帝国主義闘争の方向に姿勢を整えはじめた共産党

にたいする警戒心のたかまりが表現されていた」と塩田庄兵衛は自著『レッド・ページ』(新日本出版社刊)で鋭く指摘している。

日独伊3国を倒すまでは一致協力した連合国も、戦後は元の角突き合いに戻り、米ソを対決軸とする東西冷戦が年ごとに陰しくなっている。アメリカ本土では既に赤狩りのマッカーシー旋風が吹き荒れており、それが日本にも及んできた。前後して、GHQ教育顧問のイールズが全国の大学を巡って「赤い教授」の排除をけしかけていたが、これに対する反発も強く、マッカーサーの目には共産党の策謀と映っていた。

この一方で、労働組合を分裂させることで共産党の勢力を削ぐとする工作も進んでいる。同じ5月8日、経済科学局の労働課は「労働組合の組織と構造に関する教育計画におけるスタッフ活動」という長々しい文書を作成し、「できる限り、反共主義的労組指導者を使つて、共産主義者の行動を挫く計画を考案する。ただし、いかなる場合でも、GHQが直接参加することのないよう十分配慮する」と記述している。

共産党の非合法化が外科的な治療だとすれば、内科的に体内構造を変えることで勢力を限りなくゼロに近づけようという工作であり、GHQの中にも、硬軟両派があったことになる。この文書では、「共産主義的指導者および同調者の名前を確定する」という条項もあり、この作業はレッド・ページに直結する。

次いで、6月6日、マッカーサーは内閣総理大臣・吉田茂宛の書簡で

「日本政府に対して、日本共産党中央委員会の全員を構成する左記の者を公職から罷免し排除し、かれらをして1946年1月4

日附の私の指令（スキヤピン548及び550）並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるよう指令する。

袴田里見、長谷川浩、伊藤憲一、伊藤律、亀山幸三、神山茂夫、春日正一、春日庄次郎、紺野與次郎、岸本茂雄、蔵原惟人、松本一三、松本三益、宮本顕治、野坂龍、野坂参三、佐藤佐藤次、志田重男、志賀義雄、白川晴一、高倉輝、竹中恒三郎、徳田球一、遠坂寛」

——と命じた。

非合法化ではなく、幹部を全員排除することで、組織の実態を骨抜きにする策だ。いえば、内科的手法を選択したことになる。追っかけて翌7日、同じく吉田宛の書簡で、『アカハタ』の編集幹部の排除を命じた。

「日本政府が、この新聞の内容に関する方針に対して責任を分担している左記の者を、1950年6月6日附の私の貴官宛書簡のうち、さらに加えるために必要な行政上の措置をとるよう指令する。

相川春喜、姉齒三郎、青山敏夫、川村辰男、聴涛克巳、宮本太郎、守屋典郎、西沢富夫、岡本正、坂野善郎、島田小市、吹田秀三、菅間正朔、高橋克之、武井武夫、竹本賢三、内野壯兒」

排除の理由、あるいは根拠として、当該の書簡に明示しているのは

「この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動してこの平穏

6・6マッカーサー命令を伝える
1950年6月7日付毎日新聞朝刊1面



な国を無秩序と闘争の場所に変え、これをもって代議民主主義の途上における日本の著しい進歩を阻止する手段とし

ようとし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとしてきた」（6・6付）

「法令に基く権威に反抗し、法令に基く手続を軽視し、そして虚偽で、煽動的な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴力をもって日本の立憲政治を転覆するのに都合のよい状態を作り出すような社会不安をひき起そうと企てている」（同）

「無法状態をひき起させるこの煽動を抑制しないでこのまゝ放置することは、現在ではまだ萌芽に過ぎないように思われるにしても、ついには連合国が従来発表して来た政策の目的と意図を直接に否定して、日本の民主主義的な諸制度を抹殺し、その政治的独立の機会を失わせ、そして、日本民族を破滅させる危険を冒すことになる」（同）

「法令に基く權威に対する反抗を挑発し、經濟復興の進捗を破壊し、社会不安と大衆の暴力行為を引起そうと企てて、無責任な感情に訴える放縦が虚偽で煽動的で挑発的な言説をもつてその記事面や社会欄を冒瀆して来た」（6・7付）

——であり、狙いは一読瞭然だ。

いずれも過去の行為を罰するのではなく、これから起こすかもしれない企てを事前に潰すことにある。

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ 又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

この条文と、どこが違うだろうか。1925年4月22日公布の治安維持法第1条である。この上程に際し、『大阪毎日新聞』は法案の危険性について刑法学者・牧野栄一の論考を7回にわたって掲載し、社説においても「警察政治の出現か」など数回にわたって批判を重ねている。だが法案は可決され、28年6月には緊急勅令によって最高刑を死刑にまで引き上げている。

この法律は、戦後、1945年10月、マッカーサー10・4覚書によって他の戦争法・弾圧法と共に廃されたが、その大本となる「ポツダム宣言」には

「（日本政府は）言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」

——とある。これらは追って第3部で改めて検証する。

次いで、6月26日、マッカーサーは、6月に入って3本目となる内閣総理大臣・吉田茂宛の書簡を発表した。

「私は日本政府が、アカハタの発行を30日間停止させるために必要な措置をとることを指令する。その後において同紙が存続の権利をもつか、否かは、同紙が日本の自由な、責任のある新聞界において責任ある地位に達し得るか否かによるものである」

この前日、6月25日には、朝鮮半島で戦争が起きている。もう一刻の猶予もならんという返す刀なのだろう。

停止の理由も

「最近の同紙は、朝鮮の事態を論ずるに当たって真実を歪曲し、これによって、同紙が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、日本国民の間に、特に今回は日本にいる多数の朝鮮人の間に、人心を攪乱して公共の安寧と福祉とを侵害することを目的とした、悪意のある、虚偽の煽動的な宣伝を広めるために用いられる国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明している。この種の煽動的な行為は平和的で民主的な社会では黙認しておくわけにはいかない」。

——と、あからさまだ。

新井直之は、1981年発刊の論考で

「南北朝鮮のどちらから最初に戦端を切ったのかは、いまなお明らかではない。しかし1950年前半に、米第7艦隊に空母2、巡洋艦2、駆逐艦6、在日米空軍に爆撃機3個連隊、戦闘機6個

連隊、輸送機2個連隊が増強され、陸軍は火力と機動力が強化された」

「1950年6月17日にダレス米國務省顧問が来日、直ちに韓国へ向かい、19日、韓国議會で『アメリカは共產主義と戦う韓国にあらゆる精神的・物質的援助を行なう用意がある』と演説した。18日にはジョンソン米国防長官、ブラッドレー統合参謀本部議長が来日してマッカーサーと会談し、21日、さらに韓国から戻ってきたダレスとマッカーサーとの間で会談が行われた」

——と論述している。

日本共産党の公然活動は、これによつて事実上、潰された。停刊は『アカハタ』にとどまらず、地方委員会はじめ下部機関の機関紙から細胞段階の機関紙に至るまで根こそぎで、全国計700紙を超えている。追放された幹部へは出頭命令が併せて出ていたが、ほとんど地下潜入して、改めて逮捕状も出ている。

6日、7日と連続した時点で、おそらく恐慌感が走つたものと思われる。「これで収まるはずがない」と、息をひそめ、追い立てられた。あるいは「獄中18年」に身震いしたのかもしれない。

7・28の前日に解雇を知つた朝日の学芸部記者らは、その足で党の対応を知ろうと代々木の党本部へ向かつたが、幹部が抜け出た本部はがらんとし、結局、7・28に向け何の指示も得ることはなかつた、と回想している。

とどめは、7・18書簡。

「日本政府に対し先の私の書簡の実施のために現在とられていく措置を引き続き強力に実施し、日本国内において煽動的な共産主

義者の宣伝の播布に當つて来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無期限に継続することを指令する」

——とあり、事実上の廃刊であり、駄目押しといえる。

公職審査課長のネピアが長谷部社長に指で示した部分は、正確に復元すると以下になる。

「かかる情勢下においては、日本においてこれを信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を播布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くする」

この一文をもつて、一般報道界での共産主義者排除の根拠法の援用になると、本気で思つていたとすると頭が混乱する。法解釈の問題というよりは、読み方教室の問題に見えてくる。これも先々で検証することになる。

【注】

・コンinform ソ連など9カ国の共産主義政党間の連絡情報機関。1947年設立56年解散。設立趣旨によれば各国共産党に対する指導機能を持っていなかつたが、冷戦激化と共にソ連を代弁する機能に傾斜していった。

日本で問題になつたのは、1950年1月6日、同機関の機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』の紙上に、日本共産党を批判する論考「日本の情勢について」が載っているとわかつたことによる。野坂参三の平和革命論に代表される日本共産党の路線はアメリカ帝国主義との

闘争を放棄した右翼日和見主義だとの趣旨。

日本共産党は組織として批判を受け入れ、野坂個人も誤りを認める自己批判を表明しているが、この過程での激論によって党組織は事実上、受入れ派（所感派Ⅱ主流派）と批判派（国際派Ⅱ反主流派）に分裂。反レッド・パージ闘争においても大きく影響を受けた。

・マッカーシー旋風Ⅱアメリカ共和党の上院議員マッカーシーが「国務省には57人の共産党員がいる」などと、激烈な反共攻撃を重ねたのがきっかけで全米に広がった政治旋風。差別感情まるだしで一方的に決めつける乱暴な攻撃でアメリカの政治風土を荒らした。

・イールズ反発ⅡGHQの教育顧問イールズが全国の新制大学を巡って赤い教授の排除を勧告したのに対し、各大学の学生らが反発、抗議行動が頻発した。詳しくは第三部論点提起の139ページで検証する。

・GHQ文書Ⅱ『朝日証言録』冒頭の新井論考から引用。これらをさらに詳細にまとめた指南書「日本労働運動における反共計画」（1950・6・29）があり、巻末資料編284ページに全文収録。

・マッカーサー10・4覚書Ⅱ「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」。これによって、戦争および弾圧体制の一切が破棄された。詳しくは第三部第三点を参照。

・ポツダム宣言Ⅱ巻末資料編277ページに全文収録。

・新井直之の論考Ⅱ『朝日証言録』の冒頭論考から引用。

●新聞協会が下請け全国行脚

見逃せないのが新聞協会の動き。7月24日の出来事を、なぜか法務総裁の大橋から直々に伝えられ、委細は特審局長の吉河と連絡を取り合うよう示唆されると、翌25日、事務局長の津田正夫が吉河同道でGHQにネピアを訪ねている。先の『協会10年史』で

は24日に協会も呼びつけられた記述になっているが、これは思い違いで、別途の翌25日だったことは、津田自身のメモおよびネピア側のメモによっても確認できる。

とまれ、津田は、このネピア訪問によってGHQの意を体して加盟各社の調整にあたることを約束させられたようで、とくに東京、大阪以外で発行している、いわゆる地方紙に対しては極めて濃密で直截な「指導」を行うことになる。ネピアとの間でどのようなやり取りがあったのか、本当のところは藪の中だが、結果からは、ほとんど下請け・代行の役割を果たしている。

以下は、津田が遺した日記風のメモによる。25日の記述に「石光、江尻に手分して出張して貰う」とあるから、津田のメモにならない地域は、石光と江尻が分担したと思われ、3方向を併せて全国を行脚したと思われる。

7月24日 昼岡半で横田君と昼食中大橋法務総裁来り、ネピアからの話として新聞界より赤色分子追放の話をきいたとの事、尚吉河特審局長に連絡を依頼された。協会へ帰ると松方から電話、朝、毎、ヨミ、日経、東京、共同、時事、放送が順々に呼ばれている由、1時半から編集委員会、そこに出席した門田（朝日）児島（東京）円城寺（日経）等にGSよりの話として松方から聞いた事を伝へ午後、毎日、読に行き、毎日は小林、工藤、読は安田に話をする。

25日 午前10時吉河と共にネピアのところへ行く、東京各紙に流したと同様の話をきく、地方紙に伝達することにする。吉河

と面会、石光、江尻に手分して出張して貰う。

26日 朝つばめで名古屋に行く、中部日本で中日、東海毎、新東海、中京、三重、中部経済に話をする。

27日 10時半から京都新聞社で京都、夕刊京都、都、滋賀に伝達し昼食後大阪に至り、アラスカで大阪、神戸地方その他と話す、大阪、産経、大阪日々、新大阪、新聞西、スポーツ、神戸、神港、大和タイムス、和歌山。

28日 博多12時半着、西日本で少憩の後、電通応接間で話す、九州各紙集る、後九州民事部に行きバンクハйм大佐、ニリーと会う、夕刊フクニチは編集局長が党員なので中野社長に退席して貰い、その旨ニリーに報告し、全部を委かせる、夜11時頃中野社長来る、よく事情を話し了解す。

29日 朝7時40分、博多発ガタガタで門司へ行き乗換、広島に向う。午後3時頃広島着、中国新聞社で、中国、愛媛に話す。

30日 12時半、折から来た高、中原と共に準急呉廻りで岡山へ行く、岡山着、直ちに山陽新聞社で山陽、夕刊岡山、高知新聞、同日報、島根に話す。

31日 岡山発11時15分ガタガタで大阪へ行く、大阪新聞では丁度申渡し最中。

8月1日 共同、朝日、毎日の各社の様子をきく、大橋の議会答弁の拙劣評判悪し。

2日 つばめで帰還。

3日 イムボデンに報告、ニューゼントの声明がおそいと各社いきり立つ。

4日 ネビヤに報告、神経質になる必要なしとの事、彼は樂觀しているとの事、大橋と会見。

5日 昼1時過ぎ、石光からフクニチ中野社長よりの電話を伝う、ニリー報道部長は23名のリストを出したが、同社長は右の内6名は分らぬと云ったら、イムボデン少佐及津田にきいて3時迄に返事しろと云われた由、時すでに2時一寸前、土曜日でイムボはいないし、元々社長の命令でやることだから貴見通りやれと答える。今日の発表では23になっている。夕方から日米水泳、古橋4・32・2で世界新記録を作った丈で、米国々歌許りでウンザリ、明日行く気もなくなった。

実は、このメモの原典は不明で、『梶谷編刊』に収録されたものを孫引きしたが、新幹線のない時代、列島を縦断して精神的に行脚したようすはまざまざ伝わってくる。そして、この一端を裏づける刮目の記録が『高知新聞五十年史』に遺されていた。

「7月30日、岡山市の山陽新聞社で、中国・四国地区の新聞社首脳会議が開催され、日本新聞協会の津田正夫事務局長が、以下のように指示した」というから、先の津田メモと時期、場所とも一致する。そして、津田の指示が以下だったとある。

一、今回の措置はマ元帥の書簡に基くものであること、此の点充分考慮すべきである。

一、各社とも判定に困難だと思うが、司令部、国家警察と充分連絡の必要がある。

- 一、原則的には社長の認定により処分すること。
- 一、処置は8月5日午後3時とすること。
- 一、申渡しは一人々々を呼出して之を行うこと。
- 一、凡て理由はマ元帥の書簡に基き該当者と認めたという以外に一切の説明の必要はない。問答無用の一点張りである。
- 一、認定に誤りがあれば2、3カ月間に復職も可能。
- 一、申渡と同時に内容証明で通知すること。
- 一、社内に掲示することも必要かも知れぬ。
- 一、解職手当は必ずしも規定によらなくてもよろしい（8月分の給料を支払ってもよい）。
- 一、社の内外を（社長宅も）充分警戒すること、万一の場合は写真撮影をすること。
- 一、裁判所、警察、検察庁、地方委とはすでに連絡を取っており、訴えは受理しないことにしてある。
- 一、処置を受けた以外の者が万一不穏な態度、抗議、その他の内部を攪乱するが如きものも主義者同様処分してもよい。
- 一、今回の措置後に於いて不満足な点があると認めた場合は、将来その社に対しては援助しない。

（『高知新聞五十年史』284頁）

押しつけがましい、としか、言いようもない。ここで新聞協会は上意下達の上座に位置している。かつての内務省による都道府県への示達を思わせる、微に入り細に渡る上から目線での押付け、命令そのものとなっている。

戦後、東京、大阪のいわゆる大手紙の影響力を弱めるために地方紙を増やし、育成するのがGHQの方針だったともいわれるが、その一端がこういう形で現れたともいえる。

●語るに落ちた内幕

中で、北海道新聞での団交では、語るに落ちるかのように新聞協会との関係が露わになっている。同労働組合の「30年史」（北海道新聞労働組合三十年史）から一部を引用する。

会社 今度の措置は、司令部と政府の示唆によって行なわれたもので、中央各社は7月28日まで、わが社は7月いっぱい解雇者氏名を発表せよとのことであった。この趣旨は新聞社内の共産主義者および同調者を排除すること、こうした示唆の根拠としては、最近の朝鮮の動乱や占領軍と日本の立場を考えれば理解できると思う。社は各方面の資料を検討した結果、今回の措置をとったが、共産党活動は正しい意味の民主的国家育成の阻害となるものでこれを排除することは民主的国家育成という従来の考えと矛盾するものではない。

組合 関係筋の示唆はどういう形式で、どんなコースで与えられたのか。

会社 社長が口頭で聞いた。全国百数十社にもつとも短期間に、秘密裡に伝えるため新聞協会の者が伝達におもむいた。今回の示唆の主体は日本政府であるが、総司令部と政府の関係からみ

て、総司令部の意向が働いていることは当然である。

組合 外部の力によって行なわれたものか、それとも経営者の責任で措置したのか。

会社 示唆にもとづき、経営者の責任で行なった。

組合 解雇者の認定は外部機関によってなされたのか、社内ではされたのか。また、認定の結果35人になったのか、あらかじめワクがあったのか。

会社 あくまでも社の判断と責任において行なったが、社外からも参考のため資料をとっている。認定の結果が35人となったものだ。

組合 後日、認定に誤りがあった場合、どう措置するのか。

会社 確証によっているからシャツポを脱ぐようなことはない。

組合 退職金は協約による特別退職金を適用すべきだと思う。

会社 今回の措置は、完全に社自体の意思によっているというのではない。示唆がなければただちに今回こんな問題は起きなかったと思う。こんな事情も勘案して、退職金規定の第4条（本人の意志によらない場合の特別退職手当）を適用しなかった。

注目されるのは、新聞協会の使者が社長を訪ね、口頭で執るべき措置を伝えたということだ。これは協会津田メモを明快に裏づけている。示唆の主体が日本政府としているのは、津田が特審局の吉河局長と密接に連絡を取り合っていることを明かしたからに違いない。在京8社あるいは大阪と違い、かなりあけすけに内幕を明かしているが、語り出せばこうなるという証でもある。

「完全に社自体の意思によっているというのではない」に至っては、まさに語るに落ちている。これによって解雇された方は堪ったものじゃないが、権力中枢との物理的距離感が在京とは違う感覚を生み、半面、協会の使いを天の声にして自社の思惑を紛れ込ませた便乗感を垣間見せている。

また、宮崎日日新聞の場合は、労働組合の委員長（蔵下政雄）らが犠牲者となったが、通告（8月5日）の何日か前から社屋玄関の裏壁に「共産主義者及び同調者は排除せよ」と大書されたポスターのような紙が3枚も貼られていた。断行準備が入念になされていた一つの証左かもしれない。

なお、東京・大阪発行以外の新聞社での解雇通告は、道新はじめ8月に入って行われ、新聞協会のまとめた数字では、東京・大阪も含め全国で49社701人に上る（8月末集計）。朝日の場合は、7月28日から8月4日までの間に6次にわたって通告している。

【注】

・ネピアメモ2＝津田と吉河のネピア訪問はGHQにネピアのメモとして遺っている。全文を巻末資料編287頁に収録。全国行脚については「直ちに調整旅行を開始、8月3日までに完了し、1950年8月4日までに間違いなく行動を開始させると確信した」とある。

【用語】

・『協会津田メモ』＝新聞協会・津田事務局長の日記風メモ
・『高知50年史』＝『高知新聞五十年史』